

○創業期ベンチャーの育成に有効なエンジェル投資を増やすためには強力な税制上の優遇措置の拡充が必要とされている。

・エンジェル税制拡充の経緯

平成 9年度 創設
 平成12年度 拡充(売却益圧縮の特例、対象要件の拡充)
 平成14年度 拡充(投資事業組合経由にも適用)
 平成15年度 拡充(取得費控除制度の創設、対象要件の拡充)
 平成16年度 拡充(ファンド認定制度導入、売却益圧縮特例の拡充)
 平成17年度 延長(売却益圧縮特例の延長)
 平成19年度 延長、拡充(売却益圧縮特例の延長、要件及び手続きの拡充)
 平成20年度 拡充、縮減(所得控除制度創設、売却益圧縮特例の廃止)

・現行制度

投資時点での優遇措置

優遇措置A

(ベンチャー企業への投資額—2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B

ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

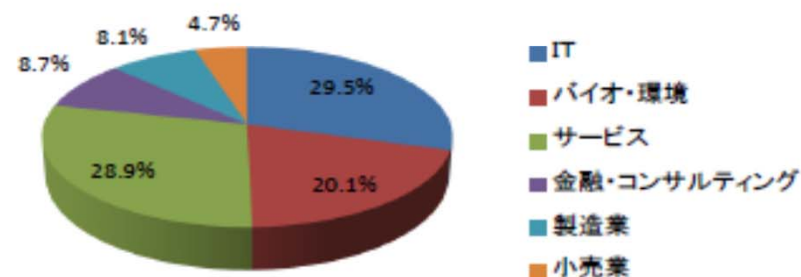
売却時点での優遇措置

・株式売却により生じた損失をその年の他の株式譲渡益と通算(相殺)
 ・その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)

・定量データ(平成9年度～平成23年度末)

項目	実績(延べ)
投資件数	4,741件
投資家数	3,854人
確認企業数	310社
投資額	78.9億円
平均投資額 (投資額/投資件数)	167万円

確認企業の業種分布



(出典) 経済産業省 日米起業協議会
 平成24年10月公表資料(付録9)

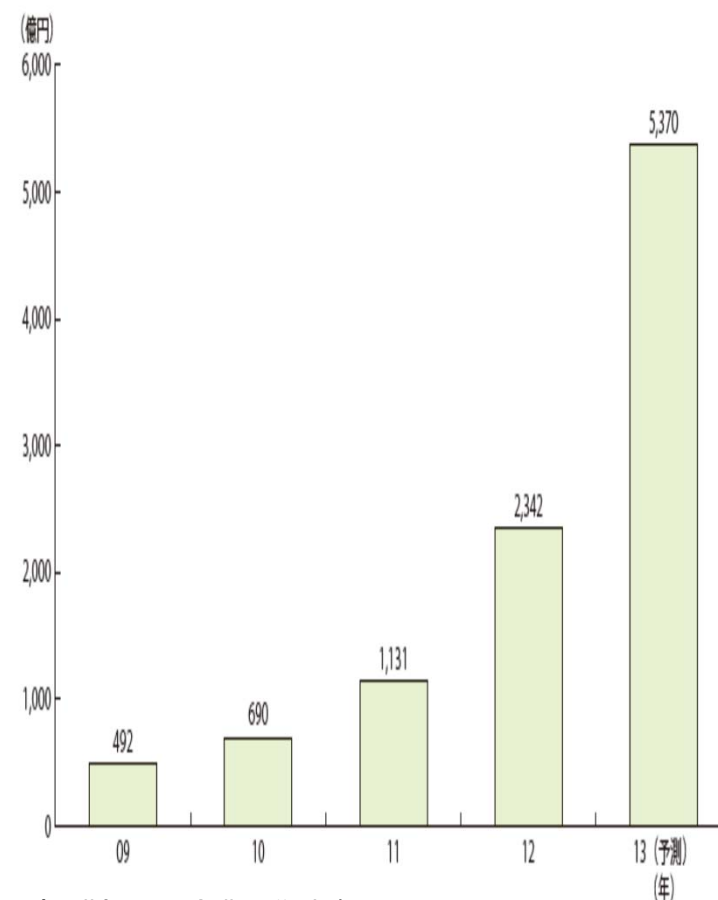
○事業投資用資金の調達法として、ITを活用したクラウドファンディングの世界市場が拡大しつつある。国内でも注目され、環境整備もされつつある。シーズ・スタートアップでの投資型クラウドファンディングとエンジェル投資との組み合わせが期待される。そのための税制優遇や規制緩和等を伴う法整備などが開始されつつある。

<エンジェル投資家の日米比較>

	米国	日本
投資家数	約23万人	約1万人
年間投資数 (1件あたり)	約5,000 万円	約100～300 万円
年間投資額	約2.5 兆円	約200 億円

(出典) 平成20年度経産省委託調査報告書「エンジェルネットワークの形成促進に関する調査報告書」をもとに作成

<ITを活用した資金調達の世界市場規模>



(出典) 中小企業庁作成資料

<ITを活用した資金調達のパターン>

類型	金融商品 取引法 との関係	出資対価	一口あたり 出資額	資金調達 規模
寄付型	無	無 礼状	1円	～数百万円
商品 サービス 購入型	無	商品・ サービス	千円程度	～数百万円
貸付型	有	金利	1万円程度	～数千万円
事業投資型	有	事業収益	1万円程度	～数千万円